

令和2年 12月 21日
参考資料

住民監査請求の監査結果について

(県立相原高等学校跡地におけるクスノキの管理に関する件)

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、請求日までに1年を経過している部分は却下し、それ以外の部分は棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を受理した日

令和2年 10月 22日

2 請求人

県民 157名

3 請求結果の決定日

令和2年 12月 18日

4 請求結果の概要等

請求結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり

(請求人の氏名を一部省略するとともに、一部の法人名、個人名を記号化している。)

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

副課長 中嶋 電話 045-285-5054

企画調査グループ 黒澤 電話 045-285-5078

住民監査請求の結果の概要

(県立相原高等学校跡地におけるクスノキの管理に関する件)

住民監査請求の概要

県は、令和元年度に執行したリニア中央新幹線県内駅整備促進事業費を目的外に使用するとともに、県立相原高等学校跡地にあるクスノキの治療を放棄するなど県有財産の管理を怠ったことから、県に対し、目的外に使った金員の返還及び財産管理を適正に行うことを求めるとして、住民監査請求がなされたものである。

1 監査の結果

令和2年10月22日に受理した住民監査請求について、令和2年12月18日、監査委員の合議により、請求日までに1年を経過しているリニア中央新幹線県内駅整備促進事業費（以下「県内駅整備促進事業費」という。）については監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められないため却下し、その他の部分については請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 請求の要旨

(1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出

県は、県内駅整備促進事業費として、令和元年度に20,034,840円を執行した。県内駅整備促進事業費の目的は、見積書によれば県立相原高等学校（以下「県立相原高校」という。）跡地の適正な維持管理を行うことであるのに、県は上記金員を目的外に使用した。

(2) 県立相原高校跡地におけるクスノキの管理状況

県内駅整備促進事業費の対象となった県立相原高校跡地には、平成20年10月1日付けで相模原市（以下「市」という。）の保存樹木となったクスノキ（以下「本件クスノキ」という。）があるが、県は、県有財産である本件クスノキの治療を放棄するなど維持管理に県内駅整備促進事業費を支出せず、放置してきたばかりか、保存樹木の指定を解除することに手を貸し、県有財産の管理を怠った。

よって、財産の管理を怠った神奈川県知事、県土整備局長に対して目的外に使った金員の返還及び財産管理を適正に行うことを求める。

3 判断の理由

本件監査請求に関し、令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かについて、以下のとおり判断を行った。

(1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出が違法又は不当な公金の支出にあたるか否かについて（別紙2 p.37）

ア 請求日までに1年を経過している県内駅整備促進事業費の支出について

令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出のうち、不動産鑑定評価を行うために令和元年9月27日及び同年10月1日に支出された計4,782,240円についてみると、本件監査請求はいずれも当該支出日から1年以上経過している。上記不動産鑑定

評価の支出については、特に秘とくされているものではなく、県民が相当な注意を払えば支出後一定期間内に知り得た事実であり、当該支出の日から1年を経過する日（令和2年9月26日及び同月30日）までの間に本件監査請求をすることができなかった正当な理由を摘示していない。

したがって、本件監査請求のうち前記2件の支出に係る請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

イ アに該当するもの以外の県内駅整備促進事業費の支出について

県内駅整備促進事業費の目的とされる県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することであり、まちづくりが実施されるまでの間は、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものであるとされている。そして、令和元年度の県内駅整備促進事業費に係る事業としては、リニア中央新幹線の整備の促進として、不動産鑑定評価及び土壌汚染状況調査を、移転後の県立相原高校敷地の管理として、フェンス補修及び除草委託をそれぞれ行うこととして所要の予算が措置されている。不動産鑑定評価及び土壌汚染状況調査を行うために15,252,600円が執行されているが、当該支出は、リニア中央新幹線の整備の促進を図るため、上記の予算に即して執行されたもので、違法又は不当な公金の支出には当たらない。なお、フェンス補修及び除草委託については、フェンスの破損や委託業務で実施するほどの除草の必要性がなかったことから執行されていない。

(2) 本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かについて（別紙2 p.39）

県は、本件クスノキについて、県立相原高校跡地における財産の処分方針を定めた「リニア中央新幹線整備に伴う県立相原高校跡地の利活用方針」（平成30年12月知事決裁）において、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理しており、その扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねているとしている。一方、市は、本件クスノキについて、既にまちづくりの中で利活用しないことを表明しており、結果として伐採を余儀なくされるとしていることから、本件クスノキについて、県として治療を行う必要性は認められず、現状のように、第三者被害防止等の観点から管理を行っていることには、合理性があるといえることができる。

したがって、本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとはいえない。

以上のことから、支出から請求日までに1年を経過している県内駅整備促進事業費の支出については、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、住民監査請求の対象に当たらない。

また、県内駅整備促進事業費の支出（請求日までに1年を経過しているものを除く。）については、リニア中央新幹線の整備促進を図るため、予算に即して執行されたもので、違法又は不当な公金の支出には当たらず、本件クスノキの管理状況については、県としてクスノキの治療を行う必要性は認められず、現状のように、第三者被害防止等の観点から管理を行っていることには、合理性があるといえることができるため、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとはいえないことから、本件監査請求については理由がない。

監 第 1279 号
令和 2 年 12 月 18 日

請求人 岩田 薫 様
同 飛澤 美幸 様
同 浅賀 きみ江 様
ほか (略) 様

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵 子
同 梅 沢 裕 之
同 小野寺 慎一郎

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

令和 2 年 10 月 22 日に受理した住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、法第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求のうち、請求日までに 1 年を経過しているリニア中央新幹線県内駅整備促進事業費の支出については不適法な請求のため却下し、その余の請求は棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から提出された令和 2 年 10 月 22 日付け請求書の内容

(原則、内容は原文「1、請求の要旨」のまま。ただし、「平成 31 年度当初予算」を「令和元年度当初予算」に、「リニア新幹線県内新駅整備促進費」を「リニア中央新幹線県内駅整備促進費」に、「令和元年予算」を「令和元年度予算」に、「2 年度予算」を「令和 2 年度予算」に、「神奈川県」を「県」に、「地方自治法」を「法」にそれぞれ表記を変更するとともに、項目番号の一部付け替え等を行った。)

県は、令和元年度当初予算としてリニア中央新幹線県内駅整備促進費として 11,293,000 円を見積もった。また、令和 2 年度当初予算としてリニア中央新幹線県内駅整備促進費名目で 1,000,000 円を見積もった。令和元年

度予算については、令和元年6月14日から令和2年2月17日までに、20,034,840円を執行した。事業の概要は、見積書によれば、「県立相原高校跡地の適正な維持管理を行う（目的）」「交通企画課が所管する県有財産の適正な管理を図る（効果）」と記載されている。令和2年度予算は執行していない。

この事業の対象となった県立相原高校跡地には、平成20年10月1日付けで指定番号195号として相模原市の保存樹木になった樹齢100年を超えるクスノキがある。保存樹木になると、「樹木診断の実施」「樹木治療費・高木剪定費の2分の1補助」等が公費で受けられる。県土整備局は、この義務を怠り、クスノキの維持管理に上記予算を一切支出せず、放置してきたばかりか、令和2年3月31日で期限が切れる保存樹木の更新を相模原市に申請せず、指定を解除することに手を貸したものである。クスノキは貴重な県有財産であるにもかかわらず、この管理を怠ったことは明白である。

本件クスノキは、環境省の「巨樹・巨木データベース」にも登録され、地元の御神木として大事にされてきた樹木である。県立相原高校の創立記念に植樹され、長く卒業生や地元の人たちに愛されてきた木である。令和元年7月21日には県の申し出により相模原市の委託業者が市民団体の委託した樹木医とともに、樹勢診断をしている。その際、「一刻も早い治療が必要」との診断が下されたにもかかわらず、県は治療を放棄してきたものである。

請求人は、令和2年8月24日付けで相模原市長本村賢太郎に「保存樹木についての質問書」を提出した。その中で、「保存樹木を解除した理由と根拠」を尋ねたところ、市長より「指定期間の満了に際し、神奈川県に再指定の意向について確認したところ、本市がまちづくりを進める上で、現在の位置に保存することはないとしたことを受け、指定期間の更新を行う必要がないと判断し、再指定しない旨の確認書の提出があったものです。」との回答を得た。しかしながら、木の所有者は県でありクスノキを県有財産と考えれば、管理を放棄したとしか思えない。

法は、第242条第1項に、「普通地方公共団体の住民は、当該地方公共団体の長若しくは……職員について、違法若しくは不当な公金の支出……管理若しくは……財産の管理を怠る事実があると認めるときは……監査委員に対し、監査を求め、……当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するための措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。よって、財産の管理を怠った知事黒岩祐治、県土整備局長上前行男に財産管理を適正に行うこと並びに目的外に使った上記金員の返還を求める。

2 請求人

氏名 岩田 薫

住所 鎌倉市扇ガ谷 4-6-6

ほか (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、内容は原文「別紙 事実証明書」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「相模原市長木村賢太郎」を「相模原市長本村賢太郎」にそれぞれ表記を変更するとともに、項目番号の一部付け替え等を行った。)

事実証明書1 請求人が令和2年9月10日付けで入手した県の令和元年度並びに令和2年度歳入歳出予算見積書の写し(事実を請求人が知った日はこの情報公開請求による開示日である。)

事実証明書2 相模原市長本村賢太郎からの「保存樹木についての質問書について」(お答え)と題する文書の写し

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和2年10月22日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、令和2年11月13日に事実証明書3から事実証明書5までの証拠が追加提出された。

(原則、内容は原文「事実証明書(追加)」のまま。ただし、「県土整備局交通企画課」を「県土整備局都市部交通企画課」に、「元相原高校土壌汚染状況調査業務委託名目」を「元相原高校土壌汚染状況調査業務委託費名目」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「総務局財産経営課」を「総務局財産経営部財産経営課」にそれぞれ表記を変更するとともに、項目番号の一部付け替え等を行った。)

事実証明書3 リニア中央新幹線県内駅整備促進事業費のうち、県土整備局都市部交通企画課所管の元相原高校土壌汚染状況調査業務委託費名目の歳入歳出予算の決算書と執行書の写し(令和元年度、請求人が事実を知ったのは情報公開請求による公開決定がおりた令和2年10月20日以降である)。

事実証明書 4 リニア中央新幹線県内駅整備促進事業費のうち、総務局財産経営部財産経営課所管の元相原高校不動産鑑定料名目の支出命令書及び仕訳明細書の写し（令和元年度、請求人が事実を知ったのは情報公開請求による公開決定がおりた令和2年10月27日以降である）。

事実証明書 5 元相原高校のクスノキの保存樹木協定書（平成29年4月1日付け）の写し、保存樹木協定期間満了通知書（令和2年3月13日付け）の写し、保存樹木再指定等確認書（令和2年3月18日付け）の写し（請求人が事実を知ったのは情報公開請求による公開決定がおりた令和2年10月12日以降である）。

(2) 陳述の内容

請求人のうち岩田薫氏、大沼哲夫氏、飛澤美幸氏、長田宏治氏、渡辺秀雄氏、西村綾子氏、篠田房枝氏及び浅賀きみ江氏は、令和2年11月13日午前9時20分から神奈川県横浜合同庁舎2階第1監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった（発言のまま記載している。）。

ア 岩田 薫

それでは陳述を始めさせていただきます。

今回は、神奈川県知事並びに県土整備局長に対する措置請求ということで、請求をさせていただきました。平成31年度に、リニア新幹線県内新駅整備促進費として見積りましたこの予算につきまして、本日提出の資料にございますとおり、支出命令書がございます。すでに支出されているということが、この書類からお分かりいただけると思います。これに関しては、令和元年8月19日から令和2年3月30日まで総計20,034,840円になってございます。これにつきましては、予算見積書、これはすでに証拠資料として出しておりますが、そのなかにこの事業費の内訳に関しまして目的が書いてございます。リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となっている県立相原高校跡地の適正な維持管理を行う。効果として、交通企画課が所管する県有財産の適正な管理を図る、となつてございます。この場所には、樹齢100年を超えるクスノキが立っております。適正な維持管理を行うというために執行された予算であるにもかかわらず、このクスノキの維持管理に予算を一切使っておりま

せん。この本日出しましたとおり、内訳を見ますと、土壌汚染の調査費並びに土地の鑑定費としてこの予算が使われているということがお分かりになると思います。土壌汚染の調査費用、それから土地の鑑定費用ということで使われ、クスノキの樹木の維持管理のために一切予算を支出していない、このことは誠に遺憾であると私たちは考えております。樹齢100年を超えるクスノキが、相原高校の正門の前に生えているにもかかわらず、しかも相模原市の保存樹木に指定されているにもかかわらず、この維持管理に予算を一切執行せず、全く関係のない土壌汚染調査並びに土地鑑定に予算を使っております。このことは、地方自治法第242条第1項地方自治体は不当な公金の支出、管理又は財産の管理を怠る事実があるときは、監査委員に対し、監査を求められるとあります。私たちが監査請求をしたのはまさにこの条項に基づき、財産管理を適正に行うように、求めている次第であります。目的外に使った先ほどの20,034,840円の金員の返還を求めるといふ請求の趣旨になってございます。本日提出しました資料の予算の支出命令書をご覧いただくと、総額が20,034,840円になっております。この返還請求を私たちは提起しております。私の陳述は以上でございます。

イ 大沼 哲夫

私は相原高校を50年前に卒業した大沼哲夫です。これからお話しするのは、皆さんご存知ないかもしれませんが、15年前にやはりこのクスノキは非常に樹勢が悪いということで、相原高校の同窓会が184万円助成して、環境土木科の生徒全員で工事しました。あるいは、造園科OBの研究団体である相原造園研究会も参加しています。そういう中で、写真をご覧いただきますと、その当時のクスノキはこんな状態で、今のクスノキと全く同じ状態になりました。それで養生工事した後のクスノキはこのように立派に蘇りました。現在の状態はまさに15年前のクスノキと同じ、樹勢が衰えています。これについて私が述べたいのは、クスノキの樹勢の衰えは、クスノキ自身の責任ではないということです。これを見守る人間側の問題です。女性で初めて樹木医になられた有名な方で、Aさんがこう言っています。「樹木の声を聞くこと。なぜ弱ったのか、原因をつきとめること。樹木の気持ちになって考えること。樹木も人間も同じ生き物だ。」と言っています。県にお願いしたいのは、クスノキの手当を予算をとって治療してほしいということです。相原高校のOBとして言いたいことは以上です。これで終わります。

ウ 飛澤 美幸

クスノキの樹木診断について申し上げます。ちまたで「クスノキは倒木しそうな危険な木」という言葉が流布されていることに疑念を抱き、平成 29 年 11 月 16 日に実施されたクスノキの樹木診断結果を情報公開で入手しました。その結果は、移植は難しいが、今の場所に立っていることには問題はない、と読めました。診断を行った B 社の樹木医に電話で問合せたところ、「やはり移植はリスクが大きいけれども、年に 1 回適切に手入れをすれば倒木の危険はまずない。ただ一方で、リニアの工事が始まると環境の変化などで倒木する可能性が高まることもある」と言われました。

また、樹木に詳しい相原高校の教諭の話によると、「空洞はあっても栄養を通す部分である形成層という部分が活着しているので倒木の心配はまずない。根元部分の空洞腐朽率が 60%と指摘されているが、この数値は街路樹なら撤去対象だが、クスノキは街路樹ではなく保存樹木だ。」と指摘した。このクスノキ倒木説は、今の場所で保存を考えていない県と市が駅前再開発工事の邪魔になるからと、保存樹木であるクスノキに街路樹の安全基準を当てはめて流布させたものだということが決定的になりました。

令和元年 7 月 8 日相模原市長と面談し、クスノキを残すか否かは樹木診断の結果を見て決めるとの約束をし、7 月 21 日に樹木診断の実施を発表。市が依頼した C の診断と、私たちが依頼した B 社の樹木医によるダブルの診断が実現。実施の 3 日前になって突然県土整備局交通企画課から、倒木の危険などを理由に突然樹木診断の延期を言われて紛糾する一幕もありましたけど、結局は市民の見学も柵内に入れられないものの許されました。その結果は両者とも、平成 29 年 11 月 16 日の結果に比べ、枯れ枝が増え、新芽が少ないなど、早急な治療が必要だということでした。私たちは再三にわたり樹木医の指示どおりの手当を求めてきましたが、県と市は移植は困難というずれた主張を繰り返し、手当を怠ってきました。以上で終わります。ありがとうございました。

エ 長田 宏治

全国巨樹・巨木林の会の会長は言っています。「立派な木があっても、価値を知らず無関心でいると破壊に向かう」と言っています。エジプトのピラミッドを壊す行為と全く同じなんですが、広域交流拠点整備計画橋本小委員会の議事録に、委員として出席した市民の意見で、相原高校跡地はシンボルツリー・クスノキを中心として残す、

とありました。ところが、明確な理由もなく、不自然に消去されてしまいました。消去されていることが、議事録により判明しました。市では平成20年10月に保存樹木に指定しました。先代の有志の志を、市民の思いのあるクスノキです。そのクスノキを、工事の邪魔だからと保存樹木指定を今年3月をもって解除してしまいました。2019年7月クスノキの緊急手当を求める要望に対し、同月に樹木診断が実施され、早急な手当をすることでクスノキは100年単位で生きられる、と結果が出ました。にもかかわらず、県では、保存管理予算の2千万円をクスノキに利用せず、他に充当されています。誠に遺憾なことです。以上です。終わります。

オ 渡辺 秀雄

まず、冒頭に申し上げたいんですけども、私はリニアの開通に反対するものではありません。ただし、今の神奈川県が行っていること、この不条理について述べさせていただきたい。特に今まで説明された、リニア関係の事業費予算の積算、それから執行、そういったものにおいて、いかに県が無責任なことを行っているか、そして県有財産に損害を与えているか、地域住民の意志を無視しているか、そういったことを事実関係を基に話させていただきたいと思っています。

時間がないので3点に絞りますが、第1点目は、今までも話に出ましたが、2019年7月21日クスノキの樹木診断が行われた。私はその時に立ち会いました。立ち会ってびっくりする光景を見たんです。県の職員と市民が依頼した樹木医が、これを診断させるとかさせないとか、そうゆう子供じみた話の内容を話しているんです。まったくあきれ返りました。さらにあきれたのは、県の職員は何と言ったかという、「ここは県の土地だ」と言ったんです。すかさず、市民からどんな声が上がったか、「ここは県民市民の土地だ」という声が上がりました。どういうことかといったら、県の職員はまったく農蚕学校、私あえて農蚕学校と言いますが、農蚕学校の歴史とかそういったものを全く理解していないと感じました。ですから、たかがクスノキ、されどクスノキで、リニア問題やまちづくり問題、そして何より県の財産の管理怠慢、これがクスノキ問題に集約されていると私は感じています。地域の歴史とか文化を無視して、県土整備行政なんてあり得ないんです。どういうものになるかと言ったら、県土の破壊行政になると私は言いたいと思っています。県は、相原高校は県の土地だと言うなら、県有財産の真つ当な予算をたてて、執行し、きちんと管理しろと言いたいです。県有財産の毀損をするなということを1点目

で申し上げたい。

2点目は、SDGsのことについてお話しさせていただきたい。3点目はごみ、除草の問題、イチョウ並木の話をお話しさせていただきたいが、時間がないので写真だけにします。これは跡地に残されていますが、ここに1979年国際児童年記念植樹、「ここに21世紀へぼくらの夢を託し植樹する」と書いてあります。これほったらかしですよ。ここは墓じゃないですよ。私はずっと、どういうふうにするのかをチェックしています。それからこれは2019年7月21日樹木医診断の際、ここに雑草がある。これは1年間ほったらかし。我々がボランティアで雑草を処理すると言ったら、慌ててやる。それでその脇にあるヒマラヤスギに関しては、剪定、雑草処理ですよ、そういうふうにかかれているので、でたらめもいいところ。そういったことをぜひ正していただきたいと思います。以上です。

カ 西村 綾子

クスノキの命を守るために、県として早急に保全治療に予算をお使いいただきたく思います。このクスノキは、県立相原高校に100年もの長い間生徒たちの成長を見守ってきた大樹であるとともに、多くの市民にとっても相模原の歴史を刻んできた大事な木です。さいごがはら、さがみっぱらといわれた荒涼とした大地を、苦勞して開墾して生きてきた農民の希望を託して創設された学校のシンボルであります。また戦後の工場誘致などでの人口急増のもとで、北の玄関口と言われる橋本駅前、市の発展の歴史を見てきた木ですし、さらには1972年の市民の手によるまちづくりとして作られた初めての総合計画・基本構想では、4つの目標の第一に、青空と緑に囲まれた住みよい相模原と掲げ、これを象徴するシンボルでもあります。私たちは、相原高校校舎の解体が始まり、次々と木々が倒されていく中で、胸ふさぐ思いでクスノキの声、命の声を聞きながら、駅前でスタンディングアピールを続けています。通りかかる方々は、よく声をかけていかれます。クスノキを切ることを知らなかったという方もあり、「本当に切っちゃうんですか」「なんとかならないのですか」と驚かれます。卒業生だった方が、学生時代クスノキのもとで語り合ったことを懐かしがって残してほしいと頼んでいく方もあります。近くにお住まいの方で、騒音に悩まされながら毎日、クスノキはまだ生きているなど見に来るとい方もありました。70年代に橋本地区でも公害問題が起き、そのころ自然の大切さに関心が高まって、環境保護が県や市の方針にもなり、保存樹木の指定もその1つと話してくださる方

もありました。本来クスノキは手入れさえすれば長生きで、長崎の被災したクスノキや、数百年の長寿の木も多いのです。治療もしないで、保存樹木の指定を外すなど考えられない、まるで高齢者はいらはないと言われているようで悲しい。ぜひとも残してほしいとの声も広まっています。県として自然を守り、命を守る県政の1つとして、クスノキを守るための措置を早急にする必要があると考え、本請求に加わりました。以上で終わります。

キ 篠田 房枝

相原高校のクスノキが、環境省の巨樹・巨木林データベースに登録された経緯を申し述べたいと思います。今年の3月、市の保存樹木の指定が更新されないということを知りまして、私たちは大変落ち込みました。でもその矢先に、会のメンバーの1人が、読売新聞の4月23日付けの記事を見つけました。「巨木守れ」という大見出しで、京都府立の高校の生徒の部活動で、地元の宝、巨木を守ってその魅力を全国に発信するという目的で、丹後半島の巨木探しに取り組んでいくという内容でした。この高校生たちは、2年間で2千本以上の巨木を発見しました。そのうち270本を環境省のデータベースに登録するという活動をなかでされました。このデータベースというのは、環境省が各地に根付く巨木の魅力を再発見してほしいという趣旨で、2013年に開設されまして、全国の巨木データを集約しているものです。現在7万本が登録、公開されているということです。その登録の条件というのは、幹周りが3m以上あるということです。相原高校のクスノキは幹周りが5.1mありますので、この条件を充分クリアするということがわかりまして、私たちはなんとかこのクスノキを残したいという願いが天に通じたものだと思います。早速登録の申請をいたしまして、5月の連休明けに登録ができました。全国の人たちに相原高校のクスノキの存在を知らせることができたということです。この新聞記事の中に、全国巨樹・巨木林の会の会長の言葉が紹介されています。「立派な木があっても、価値を知らず無関心でいると破壊に向かう」ということを言っているらしいです。地球温暖化が進んで大変な危機的な状況になっております。激しい気候変動、大規模災害が頻発しております。この原因は、自然破壊が大変大きな原因になっているということが、知られてきております。自然は1回壊したらなかなか戻すことはできません。相原高校のクスノキは、自然が育ててくれた100歳を超える大事な木なわけです。県民の歴史的な財産でもあるクスノキを、ぜひ残してほしいと思っ

ているわけなんです、環境省のデータベースの中にコメントがありますので、読み上げますので、ぜひお聞きいただきたいと思います。「県立相原高校は駅前再開発のため、移転になりました。1922年（大正11年）関東大震災前年の開校記念に植樹されたクスノキは、この3月に市の保存樹木の指定期限が切れ、更新をされていません。学校跡地に残されたこの地域の100年の歴史あるシンボルツリー・クスノキを大切に守りたい、と相模原市の市民団体、橋本の緑と安心を守る会より依頼を受けました。」と記載されております。これは全国に知られているということです。以上で終わります。

ク 浅賀 きみ江

私は35年前に世田谷区から神奈川県橋本に転居してきました。人生の半分をここで暮らし、4人の子育てをしました。当時4歳の長女も今は社会人になって、今回の請求人に連なっております。きちんと県民税も払い、1人は埼玉県に住んでいますが、他の3人は神奈川県民で、きちんと県民税も払っております。この豊かな相原高校の緑環境の中で私は子育てをしてきました。この子たちと私の本当に思い出の地、原風景であります。この環境を大切にしたいと、20数年仲間とともに、学校に了解を得て市民散策会をずっと続けてきました。このクスノキは、関東大震災を生き延び、東日本大震災も生き延び、私たちのこの町を見続けてきた歴史的な教育的自然文化遺産だと考えます。心のなかのオアシスなんです。いま国連でも国際的にもストップ温暖化、SDGsをどう推進していくかということが大きな各国の問題でございます。黒岩知事も気候変動非常事態宣言を述べられておりますが、具体的に地域からこれをまちづくりと含めてやっていくということが1番大事なことだと思います。ぜひこのクスノキを守って、この橋本の地域からそして次世代につなげる地球環境をぜひ守っていきたいと思っております。そうした私たちのこれまで述べてきた願いをぜひ監査委員のみなさまにしっかり審査していただいて、私たちの大事な共有財産、この環境を含めたクスノキ、シンボルツリーを守って、しっかりこれを手当して残して、次世代につなげていきたいと思っておりますので、ぜひご審議のほうよろしくお願いたします。以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

2 監査対象事項の特定

請求人は、神奈川県（以下「県」という。）又は県土整備局が行った行為

について以下のとおり主張していると認められる。

- (1) 県は、リニア中央新幹線県内駅整備促進事業費（以下「県内駅整備促進事業費」という。）として令和元年6月14日から令和2年2月17日までに、20,034,840円を執行した。県内駅整備促進事業費の目的は、見積書によれば県立相原高等学校（以下「県立相原高校」という。）跡地の適正な維持管理を行うことであるのに、県は上記金員を目的外に使用した。
- (2) 県土整備局は、県立相原高校跡地にあり、平成20年10月1日から令和2年3月31日まで相模原市（以下「市」という。）の保存樹木であったクスノキ（以下「本件クスノキ」という。）の維持管理に県内駅整備促進事業費を一切支出せず、放置してきたばかりか、保存樹木の指定を解除することに手を貸したものであり、本件クスノキが貴重な県有財産であるにもかかわらず、この管理を怠った。また、令和元年7月21日に県の申出により市が樹勢診断をし、一刻も早い治療が必要との診断が下されたにもかかわらず、県は治療を放棄してきた。

したがって、上記を踏まえて、令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件クスノキの現在の財産管理者であり、県内駅整備促進事業費を予算計上した県土整備局都市部交通企画課（以下「交通企画課」という。）及び本件クスノキをこれまで教育財産として管理していた県立相原高校を選定し、令和2年11月20日午前10時から神奈川県新庁舎12階小会議室において交通企画課の職員調査を、同年12月8日午前9時30分から県立相原高校応接室において県立相原高校の職員調査を、それぞれ実施し、交通企画課からは、県内駅整備促進事業費の執行や本件クスノキの管理状況等についての聴取を、県立相原高校からはこれまでの本件クスノキの管理状況、本件クスノキを県立相原高校跡地に残すことにした経緯等についての聴取をそれぞれ行った。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

県立相原高校及び交通企画課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 県立相原高校

ア 本件クスノキがある県立相原高校跡地の沿革及び財産管理について

(イ) 沿革

大正12年4月 県立農蚕学校として開校の際、初代校長によって

植樹（詳細な植樹の実施日、植樹の際の費用及び費用負担は不明）

昭和5年4月 県立相原農蚕学校と改称
昭和23年4月 県立相原農蚕高等学校と改称
昭和29年2月 県立相原高等学校と改称
平成31年4月 県立相原高校が新校舎に移転

(イ) 財産管理

平成31年3月までは、教育財産として県立相原高校が管理していた。

イ 本件クスノキに係る県立相原高校（本校同窓会を含む）の対応について

(ア) 平成20年10月、県立相原高校同窓会（以下「同窓会」という。）の発意により、本件クスノキを市の保存樹木に登録。

(イ) 平成29年11月に教育局が実施した樹木医診断の結果、本件クスノキの状態は根元の著しい異常（空洞率61%）などから不健全と判定されたことから、県立相原高校は、生徒の安全確保を最優先するために本件クスノキ周辺の倒木危険範囲への立入禁止措置を実施。

(ロ) 同窓会は、当初、本件クスノキを現状のまま出来るだけ長く存続させてほしいと希望していたが、平成30年6月に開催された同窓会総会において、「クスノキは倒木の危険があることから、伐採等を含め今後は県に任せる。人命にかかわることなので、これ以上同窓会は意見を言うべきではない。伐採する際は、事前に学校から同窓会に報告をいただくとありがたい。」との結論を得ている。

(ハ) 本件クスノキから採取した枝を用いて、挿木により本件クスノキの2世を残す取組が進められている。

ウ 本件クスノキに対する市による保存樹木指定について

本件クスノキに対する市による保存樹木指定の概要は次のとおりである。

(ア) 指定開始日

平成20年10月1日（平成23年4月1日から3か年ごとに更新）

(イ) 指定番号

第195号

(ロ) 指定理由

市が定める保存樹木の指定基準^(注)を満たしているため

(注) 市保存樹木の指定基準

都市計画区域内で、健全かつ、公道又は公有地から樹容が確認できるものであって、次のいずれかに該当するもの

- a 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上
 - b 高さ15m以上
 - c 株立樹木で高さ3m以上
 - d はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上
- (イ) 直近の指定期間
平成29年4月1日から令和2年3月31日まで
- (ロ) 保存樹木指定協定書の内容
市緑化条例に定める緑化の推進を図るという趣旨を踏まえ、樹木を良好な環境に維持するために樹木の管理について所有者（甲）と市（乙）の役割分担等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。
- 主な内容
- a 保存樹木の管理
 - 甲 樹木を適正に保全するために行う剪定、樹木及び周辺の美化・清掃、樹木の健康維持 など
 - 乙 樹木管理の指導・助言、樹木に関する地域住民等からの意見等の集約、甲が行う管理に対する財政的支援 など
 - b 管理に対する財政的支援
乙は保存樹木診断実施要綱に基づき、樹木の健康状態の把握に努めるほか、保存樹木管理費助成金交付要綱に基づき、必要と認められる治療・剪定行為について、財政的な支援を行う。
 - c 指定の解除及び変更に関する協議
甲は、保存樹木を良好に維持管理するため、保存樹木が枯渇・倒木する恐れのあるとき、所有権の移転が生じたときなどは、あらかじめ乙と協議しなければならない。
 - d 情報公開に関する取り決め
乙は保存樹木に関する市民への公開について、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。
- エ 本件クスノキの樹勢診断について
- (ア) 実施時期
平成29年11月 教育局実施
 - (イ) 実施の経緯・目的
平成31年4月の県立相原高校移転に向け、樹勢回復等の保全措置の検討のためではなく、クスノキの現状を把握し、移植方法や移植後の活着の可能性について検討するために実施。
 - (ロ) 実施結果

樹木医による診断を実施した結果、根元の著しい異常(空洞率61%)から移植には適さず、また、橋本駅周辺の再開発による環境変化や周辺工事により、樹勢が急激に悪化する可能性が懸念されることから「倒木危険度判定C：不健全」(東京都の街路樹の基準において撤去対象)と判定された。

オ 平成31年3月に県立相原高校が新校に移植した樹木の選定について
新校への移転を踏まえ、平成28年度に、授業で使用する演習林の樹木候補リストとして、201種類の樹種をリスト化し、それぞれの樹種について、市場の流通状況や移植の可否等について教育局が造園業者と相談の上、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定の樹種、新校の演習林内で新たに樹木を購入して植える樹種、県立相原高校跡地に残す樹種、県立相原高校跡地から新校に移植する樹種の4種類に方針を区分した。

その際県立相原高校は、クスノキについては、新校に既存の樹木があるほか、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定であったことや多方面からの助言や指示等により、本件クスノキについては、新校への移植を断念し、希望しないこととした。

この結果、本件クスノキについては、平成31年3月に新校に移植した樹木120本の内訳から外れることとなった。

カ 平成31年3月までの本件クスノキの管理状況について

(1) 県立相原高校における本件クスノキの日常の管理について

a 県費を伴う管理について

平成29年11月の樹木医による診断の結果、倒木の危険性があるとされたことから、平成30年1月に本件クスノキ周辺に防護フェンスを設置するとともに、本件クスノキを迂回するための簡易舗装歩道等を設置した。

b 県費を伴わない管理について

職員が日常的に目視による点検を実施するとともに、県立相原高校全体の施設維持管理の一環として、必要に応じて除草や落葉掃除等を実施していた。また、台風等の後には被害状況等の確認を行っていた。なお、平成30年1月の防護フェンス等の設置以降は、引き続き職員による目視を実施していたが、日常的な目視では、本件クスノキの状態に大きな変化は見られなかった。

(2) 他の樹木との管理の違いについて

クスノキは剪定を行い葉が少なくなることで、樹勢が衰える可能性がある樹種であるため、鑑賞のために行う造園的な剪定は行わず、

自然の姿を活かした結果、現在のような大樹になった。

(2) 交通企画課

ア 令和元年度の県内駅整備促進事業費について

(1) 県内駅整備促進事業費の目的について

- a 県内駅整備促進事業費は、リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となっている県立相原高校跡地の適正な維持管理を行うことを目的とした予算である。なお、県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することであり、まちづくりが実施されるまでの間は、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものである。
- b 令和元年度の予算については、「リニア中央新幹線の整備の促進」のために「不動産鑑定評価」と「土壌汚染状況調査」に要する費用を、「高校跡地の管理」のために「フェンス補修」と「除草委託」に要する費用をそれぞれ計上している。
- c 「不動産鑑定評価」については、県内駅設置に支障となる既存の高圧線の移設に伴い新設する洞道用地（地下送電管路用地）、並びに存置する高圧線下用地に用益権を設定するに当たり、その補償費を算出することを目的としている。
- d 「土壌汚染状況調査」については、有害物質使用特定施設に指定されている県立相原高校の敷地について、学校施設としての利用が終了し、今後、県内駅用地、駅用地の工事ヤード及びまちづくりの事業用地として活用していくために必要となる有害物質使用特定施設の廃止手続きを行うに当たり、土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行うことを目的としている。
- e 「フェンス補修」及び「除草委託」については、令和元年度から当課の管理指定普通財産となった県立相原高校跡地の適正な管理を実施するため、高校敷地の外周に設置されているフェンスの補修や繁茂した草木が道路上に越境し、地域住人の通行を妨げることのないよう、県立相原高校の外周の除草を実施することを目的としている。

(1) 令和元年度県内駅整備促進事業費の執行状況について

a	予算額	当初予算額	11,293,000 円
		<u>流用増額</u>	<u>12,030,000 円</u>
		合計	23,323,000 円

b 執行額 20,034,840 円

c 執行額内訳

(a) 不動産鑑定評価について

支払年月日	支出額 (円)
令和元年 9月 27日	1,847,880
令和元年 10月 1日	2,934,360
令和2年 3月 24日	2,451,900
合 計	7,234,140

(注) 総務局財産経営部財産経営課に再配当し、同課で執行。

(b) 土壌汚染状況調査について

支払年月日	支出額 (円)
令和2年 1月 7日	12,052,700
令和2年 4月 3日	748,000
合 計	12,800,700

イ 本件クスノキの所在地、本件クスノキがあった県立相原高校移転の経緯及び財産管理について

(1) 所在地

相模原市緑区橋本二丁目1番58 (県立相原高校跡地)

(4) 県立相原高校移転の経緯

平成24年3月 リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会^(注)

臨時総会で、リニア中央新幹線県内駅を橋本駅周辺に誘致することに合意

平成25年9月 「県有地・県有施設利用調整会議」において、県内駅位置が橋本駅周辺と示された場合は、県立相原高校を移転することを決定。

平成26年10月 国土交通大臣により、D社のリニア中央新幹線の工事実施計画が認可され、県内駅が県立相原高校敷地に設置されることが決定

平成29年8月 教育局が新校舎の建築工事に着手。平成30年12月末に新校舎の建築工事を完成させ、翌年4月に新校舎を開校

平成31年4月 県立相原高校が新校舎に移転

(注) リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会

リニア中央新幹線の早期建設と県内駅の誘致を目的に、県、県内

全市町村及び商工会議所等で構成。

(4) 財産管理

本件クスノキを含む県立相原高校跡地に係る行政財産は、県立相原高校の新校舎への移転が完了し教育財産としての用途が終了する平成31年3月31日をもって用途廃止し、同年4月1日に県土整備局（交通企画課）管理の普通財産に管理換えを行った。

ウ 本件クスノキに係る相模原市の対応について

- (7) 市は、平成28年8月に策定した「相模原市広域交流拠点整備計画」（以下「市整備計画」という。）において橋本駅南口地区のまちづくり計画の概要を示し、現在、計画の具体化に向けた検討を進めているが、駅前空間の合理的な土地利用の観点から、本件クスノキを現在の位置に残すことはないとしている。また、移植には極めて高いリスクがあり、費用も高額であることから、本件クスノキを利活用したまちづくりは行わないと決定し、その旨を令和2年3月6日に、本件クスノキの保全を求めている市民団体に対し文書で回答している。
- (8) 平成29年度に開催された県立相原高校同窓会において、「土地利用の観点からまちづくりの支障となり、現在の位置に残すことは出来ない」という市の考えを明言している。
- (9) 平成31年2月の相模原市議会建設委員会において、市民団体からの本件クスノキを残して欲しいとの陳情に対し、「残す計画はない」と明言している。
- (10) 令和元年7月21日に、市が、まちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するため、本件クスノキの現在の状況を確認する目的で、樹木医による概況診断（外観からの診断のみ）を実施した。その結果、樹勢の衰退が進行していることや移植に多額の費用をかけても活着しない可能性があることから別の場所に移植し、活用することもできないと結論付けている。
- (11) 市は、令和2年1月24日に実施された市民団体への説明会において、本件クスノキは「まちづくりの中で残すことはできない」と明言している。あわせて、同年3月6日に市民団体に対し、「クスノキを現在の位置に残すことはできない」こと、「市が費用負担し移植することはできない」こと、「結果としてクスノキは伐採を余儀なくされる」ことを文書で回答している。
- (12) 市は、新たなまちづくりの中でクスノキ2世の植栽やクスノキ等の樹木があったという歴史を後世に引継ぐ方策について、県立相原

高校などと調整を進める意向である。

エ 県立相原高校跡地に係る財産の処分方針について

県立相原高校跡地に係る財産（土地、建物、工作物、立木）については、「リニア中央新幹線整備に伴う県立相原高校跡地の利活用方針（平成30年12月10日知事決裁）」（以下「本件利活用方針」という。）において、県は次のとおり処分方針を決定している。

- (ア) リニア中央新幹線県内駅設置に係る財産は、高校移転後、速やかに処分（売却）する。
- (イ) 駅周辺まちづくりに係る財産（リニア中央新幹線県内駅設置に係る財産(土地)を除く全ての財産(土地)）は、駅周辺まちづくりの実施に伴う財産譲渡までの間、D社の要請に応じ、リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤードとしてD社に貸し付ける。
- (ロ) 貸し付ける用地内の建物・工作物・立木については、D社へ無償譲渡し、D社が処分（除却）する。

以上のように、県立相原高校跡地に係る財産は、高校移転後に処分が必要な財産として整理されている。

オ 県立相原高校跡地に係る財産管理の考え方について

県立相原高校跡地は、リニア中央新幹線県内駅の設置及び市が進める橋本駅南口地区のまちづくりに活用することが決定しており、本件クスノキを含む県立相原高校跡地の財産は高校移転後に処分するものと整理されている。

よって、交通企画課管理の普通財産となった平成31年4月1日以降、交通企画課が実施すべき財産の管理は、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することと、まちづくりが実施されるまでの間の県有財産の維持を行うことである。

上記のうち、県有財産の維持については、まちづくりが実施されるまでの間、県有地への立入禁止措置の実施や草木による周辺住民へ影響の防止などの第三者被害を防止するためのものであり、本件クスノキを含む立木の管理は、落枝、落葉、県有地外への枝の張り出し及び倒木による被害の防止の観点から実施している。

カ 平成31年4月以降の本件クスノキの管理状況について

本件クスノキの日常的な管理については、不定期ではあるが、おおむね月に1回程度、交通企画課職員が現地の状況確認を行っており、これまでに第三者被害発生のおそれ等の財産管理上の不具合は確認していない。

また、県立相原高校跡地においては、平成31年4月1日の管理換え以降、リニア中央新幹線県内駅設置に関連した工事等が実施されており、D社やE社などの事業者及び駐輪場として使用している県立相原高校等と、県立相原高校跡地の維持管理に係る体制を構築して適切な財産管理に努めている。この管理体制により、事業者等の協力も得ながら、本来、財産管理者である交通企画課が実施すべき日常的な巡視や台風などの自然災害後の現地確認などにも適切に対応している。

キ 本件クスノキについて保存樹木再指定の申請を行わなかった理由について

県立相原高校跡地を含む橋本駅南口地区では、市が主体となり新たなまちづくりの検討が進められており、県はまちづくりに協力する立場であることから、本件クスノキの扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねている。

市は、平成31年2月に相模原市議会建設委員会において、市民団体からの本件クスノキを残してほしいとの陳情に対し、「駅前空間の合理的な土地利用の観点からクスノキは残せない」と答弁している。また、令和2年1月には、市が開催した本件クスノキの保全を求める市民団体向けの説明会の場において、まちづくりの中で本件クスノキを利活用することはないと表明した。これにより、本件クスノキを保全する必要性がないことが明らかとなったことから、令和2年3月31日の指定期間満了に際して、保存樹木として再指定しないことを申し入れた。

なお、保存樹木再指定の意向調査の際、市に対し、仮に市がまちづくりの中で本件クスノキを利活用するなど保全の必要がある場合、すなわち保存樹木再指定の必要がある場合は、本件クスノキを市に譲渡することも含め調整を行う旨の申入れを行ったが、市は、土地利用の観点から本件クスノキを現在の位置に残すことはできないとしており、本件クスノキの譲渡を受けるとの回答はなかった。

ク 本件クスノキの樹勢診断について

(7) 実施時期

令和元年7月 市実施

(4) 実施の経緯・目的

本件クスノキの保全を求める市民団体からの要望を受け、令和元年7月21日に、市が、まちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するため、本件クスノキの現在の状況を確認する目的で、樹木医による概況診断（外観からの診断のみ）を実施した。その結果、

平成 29 年の調査時点より衰退が進行しているとの診断結果が得られ、これを受けて、市は、まちづくりの中で本件クスノキを残すことはないとの結論に至っている。

なお、この概況診断は、保存樹木指定協定書に基づき、県から市に対して要請した結果、実施されたもので、同日には、市民団体が依頼した樹木医による概況診断も実施されている。

ケ 本件監査請求に対する見解について

(7) 「県土整備局は、この義務を怠り、クスノキの維持管理に上記予算を一切支出せず、放置してきたばかりか、令和 2 年 3 月 31 日で期限が切れる保存樹木の更新を相模原市に申請せず、指定を解除することに手を貸したものである。クスノキは貴重な県有財産であるにもかかわらず、この管理を怠った」との請求人の主張に対する見解について

- ・ 本件クスノキの保存樹木指定を発意した同窓会からは、平成 30 年 6 月に開催された総会において、クスノキの扱いについて「伐採等を含め今後は県に任せる」との結論を得ている。
- ・ また、本件クスノキを含む県立相原高校跡地に係る県有財産については、平成 30 年 12 月に本件利活用方針において、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理され、新校舎への移転が完了し教育用行政財産としての用途が終了する平成 31 年 3 月 31 日をもって用途廃止された。
- ・ 一方、県立相原高校跡地を含む橋本駅南口地区では、市が主体となり新たなまちづくりの検討が進められており、県はまちづくりに協力する立場であることから、本件クスノキの扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねている。
- ・ 市は、平成 31 年 2 月に相模原市議会建設委員会において、市民団体からの本件クスノキを残してほしいとの陳情に対し、「駅前空間の合理的な土地利用の観点からクスノキは残せない」と答弁している。また、令和 2 年 1 月には、市が開催した本件クスノキの保全を求める市民団体向けの説明会の場において、まちづくりの中で本件クスノキを利活用することはないと表明している。

以上のことから本件クスノキを保全する必要性がないことは明らかであり、「義務を怠り、管理を怠った」との請求人の主張は当たらない。

(4) 「令和元年 7 月 21 日には県の申し出により市の委託業者が市民団体の委託した樹木医とともに、樹勢診断をしている。その際、「一刻

も早い治療が必要」との診断が下されたにもかかわらず、県は治療を放棄してきたものである」との請求人の主張に対する見解について

- ・ 市は、令和元年の診断以前から、本件クスノキをまちづくりの中で残すことはないと言明しており、また、診断結果を受け改めて行った移植検討においても、樹勢の衰退が進行していることや移植に多額の費用をかけても活着しない可能性があることから別の場所に移植し、活用することもできないと結論付けている。
- ・ これらの市の判断から、本件クスノキはいずれ伐採される樹木であり、「県は治療を放棄してきたもの」との請求人の主張は当たらない。

(ウ) 令和元年度県内駅整備促進事業費について、「県立相原高校跡地の適正な維持管理を行う（目的）」としながら、「クスノキの維持管理に上記予算を一切支出せず」「令和元年6月14日から令和2年2月17日までに、20,034,840円を執行した」「目的外に使った」との請求人の主張に対する見解について

- ・ 県内駅整備促進事業費は、リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となっている県立相原高校跡地の適正な維持管理を行うことを目的とした予算であり、県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施すること、また、まちづくりが実施されるまでの間、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものである。
- ・ 本件クスノキは、県立相原高校跡地に係る県有財産として既に処分することを前提とした普通財産として整理されていること、また、市がまちづくりの中で利活用しないことを決定し、適切な時期に伐採される樹木であることから、請求人が主張するような維持管理を行う予算は計上していない。
- ・ なお、「不動産鑑定評価」及び「土壌汚染状況調査」のいずれも、リニア中央新幹線の整備を促進するために不可欠なものであり、また、県有財産の維持として「高校跡地の管理」のために予算計上していた「フェンス補修」と「除草委託」については、フェンスの破損や委託業務で実施するほどの除草の必要性がなかったことから執行しなかったものである。

以上のように、予算はその目的に合わせ適正に執行しており、「予算を目的外に使った」との請求人の主張は当たらない。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による県立相原高校及び交通企画課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の執行について

ア 県内駅整備促進事業費の概要

県内駅整備促進事業費は、令和元年度県一般会計予算において、(款)土木費(項)都市行政費(目)都市対策費の中にリニア中央新幹線県内駅整備促進事業費として予算措置されている。そして、予算については、法第96条第1項第2号の規定により、普通地方公共団体の議会が議決しなければならないとされており、令和元年度県一般会計予算については、平成31年3月15日に県議会において可決されている。

令和元年度歳入歳出当初予算見積書資料によると、県内駅整備促進事業費の目的は、リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となっている、県立相原高校跡地の適正な維持管理を行うとされ、内容は、敷地の適正な管理に必要な立入防止柵補修や除草等を実施するとされており、目的及び事業内容の詳細は次のとおりである。(元号、項番等、上記の当初予算見積書資料に記載された内容を整理して記載している箇所がある。)

そして、交通企画課は、県内駅整備促進事業費の目的とされる県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在実施されているリニア中央新幹線県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することであり、まちづくりが実施されるまでの間は、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものとしてしている。

(ア) 目的

- リニア中央新幹線は、平成25年5月20日に、D社が、国土交通大臣から全国新幹線鉄道整備法の規定により、中央新幹線東京都・大阪市間の営業・建設主体に指名され、平成26年10月17日には、工事実施計画が認可され、神奈川県駅を橋本駅南側の県立相原高校敷地へ設置することが決定された。
- 本事業は、神奈川県駅設置に支障となる既存の高圧線の移設に伴い新設する洞道用地、並びに存置する高圧線下用地に地上権等の用益権を設定するにあたり、その補償費を算定するため、不動産鑑定評価等の調査を実施し、リニア中央新幹線の整備を促進す

るものである。

- また、県立相原高校敷地について、平成 30 年度末の高校移転に伴い、令和元年度からは県土整備局が管理を行っていくことになるため、管理を行うにあたり、県立相原高校敷地の外周に設置されているフェンスの補修や繁茂した草木が道路上に越境し、地域住人の通行を妨げることをないよう、県立相原高校の外周の除草を実施するものである。

(4) 令和元年度の事業内容

- 令和元年度は、県立相原高校敷地の一部について、高圧線下及び洞道の用地として地上権等の用益権を設定し、その補償費を算定するための不動産鑑定評価等を実施し、県土整備局が管理を行うに当たって必要な、フェンス補修及び除草を行う。

a	リニア中央新幹線の整備の促進	2,800 ^(注)
○	不動産鑑定評価 高圧線下及び洞道の用地について、地上権等の用益権を設定し、その補償費を算定するため、不動産鑑定評価を実施する。	3,200 千円
		6,843 ^(注)
○	土壌汚染状況調査 有害物質使用特定施設に指定されている県立相原高校敷地について、有害物質使用特定施設の廃止手続きを行うにあたり、土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行わなければならないことから、土壌汚染状況調査を行うもの。	8,000 千円
b	移転後の県立相原高校敷地の管理	
○	フェンス補修 県立相原高校敷地の外周に設置されているフェンスについて、破損している箇所を補修するもの。	650千円
		1,000 ^(注)
○	除草委託	1,950 千円

県立相原高校敷地から繁茂した草木が道路上に越境し、地域住人の通行を妨げることはないよう、県立相原高校の外周を除草する。

(注) 予算見積額に対する査定額を記載している。

イ 県内駅整備促進事業費に係る予算の流用について

令和元年度における県内駅整備促進事業費の執行に当たり、県土整備局長は、神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）第 20 条第 2 項に基づき、令和元年 6 月 3 日付けで不動産鑑定評価業務実施に係る予算流用申請書を、同年 10 月 3 日付けで土壌汚染状況調査実施に係る同申請書をそれぞれ総務局財政部財政課長に提出しており、それぞれ同年 6 月 7 日付け第 10 号及び同年 10 月 11 日付け第 34 号によりそれぞれ同課長から予算流用許可書の交付を受けている。この結果、令和元年度における県内駅整備促進事業費の予算額は、「第 4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (2) 交通企画課 ア 令和元年度の県内駅整備促進事業費について (イ)」に記載のとおり 23,323,000 円となっている。

上記により許可を受けた予算流用の内容は次のとおりである。

(ア) 令和元年 6 月 7 日付けの予算流用について

不動産鑑定評価業務実施のため、県内駅整備促進事業費の(節)需用費から(節)役務費に 400,000 円の節間流用を行うとともに、(款)土木費(項)都市行政費(目)都市対策費として予算措置されたホームドア設置促進事業費補助の(節)負担金、補助及び交付金から県内駅整備促進事業費の(節)役務費に 4,800,000 円の節間流用を行った。この結果、県内駅整備促進事業費の(節)役務費は 9,000,000 円となった。

(イ) 令和元年 10 月 11 日付けの予算流用について

土壌汚染状況調査実施のため、県内駅整備促進事業費の(節)需用費から(節)委託料に 150,000 円の節間流用を行うとともに、ホームドア事業費補助の(節)負担金、補助及び交付金から県内駅整備促進事業費の(節)委託料に 7,230,000 円の節間流用を行った。この結果、県内駅整備促進事業費の(節)委託料は 14,223,000 円となった。

ウ 県内駅整備促進事業費の支出について

令和元年度において、県内駅整備促進事業費は、不動産鑑定評価及び土壌汚染状況調査の実施のために使用されており、その支出状況は次

のとおりである。なお、フェンス補修及び除草委託については、フェンスの破損や委託業務で実施するほどの除草の必要性がなかったことから執行されていない。

(7) 不動産鑑定評価について

県立相原高校跡地におけるリニア中央新幹線県内駅設置に係る財産の有償譲渡（建付）や用益権設定等のために実施。

支出年月日	支出額（円）
令和元年 9月 27日	1,847,880
令和元年 10月 1日	2,934,360
令和2年 3月 24日	2,451,900
合 計	7,234,140

(注) 総務局財産経営部財産経営課に再配当し、同課で執行。

(8) 土壌汚染状況調査について

県立相原高校の有害物質使用特定施設を廃止し、リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤードを確保するために実施。

支出年月日	支出額（円）
令和2年 1月 7日	12,052,700
令和2年 4月 3日	748,000
合 計	12,800,700

(2) 本件クスノキの管理について

ア 本件クスノキの概要について

(7) 所在地

相模原市緑区橋本二丁目1番58（県立相原高校跡地）

(8) 経緯

大正12年4月 県立農蚕学校（現県立相原高校）として開校の際、
初代校長によって植樹

平成31年4月 県立相原高校が新校舎に移転

(注) 本件クスノキは、移転の際、新校舎に移植されず、県立相原高校跡地に残された。

(9) 財産管理について

本件クスノキについては、平成31年3月までは、教育財産の管理等に関する規程（昭和60年3月30日付け神奈川県教育委員会教育長訓令第6号、以下「教育財産管理規程」という。）に基づく教育財産であり、県立相原高校が管理していたが、「相原高等学校の移転に伴う現校地の用途廃止・引継について（伺い）」（平成31年3月27日教育局行政部長、総務局財産経営部長、県土整備局都市部長決裁）

により、同月 31 日付けで教育財産としての用途廃止が行われ、同年 4 月 1 日付けで交通企画課管理の普通財産に管理換えされた。

イ 本件クスノキに係る県の対応について

(7) 経緯

平成 20 年 10 月 同窓会の発意により、本件クスノキを市の保存樹木に登録。

平成 27 年 3 月 同窓会役員会に対する同校移転に係る説明会（以下「県立相原高校移転説明会」という。）において、市が本件クスノキの保存について現段階ではまとまっていない旨説明したところ、同窓会役員会からは、同窓会が平成 17 年 9 月に本件クスノキの回復養生工事費として約 180 万円支援した経緯もあり、県立相原高校跡地で保存してもらうことを要望。

同年 6 月 県立相原高校移転説明会において、同窓会役員会が教育局に対して、本件クスノキの堅持を要望。

平成 29 年 6 月 県立相原高校移転説明会において、市が、まちづくりの中で本件クスノキを残すことは難しいと説明し、県が、本件クスノキの部分だけ県の土地として残すことは難しい、ここの土地は、現況のまま県土整備局に引き継ぐことになる予定と説明したところ、同窓会役員会からは、本件クスノキを県立相原高校跡地内に残すべき、100m位であれば移植できるのではないかとの意見が出された。

同年 8 月 県教育委員会は、県立相原高校移転の経緯を踏まえ、同窓会の意向に沿った対応することとし、本件クスノキについて、樹木医による樹勢診断を実施し、移植の可能性を調査することとした。そして、移植可能な場合は、移植を検討することとし、移植が不可能な場合は、存置前提のまちづくりを市と調整することとした。

同年 11 月 教育局が樹木医による樹勢診断を実施した。その結果、移植は不適とされ、地際の腐朽・空洞率は 61%、東京都「街路樹診断マニュアル」では判

定C（不健全）となり撤去の対象になるとされた。

平成30年 3月 教育局は、今後の対応として、同年6月に同窓会総会に対し、樹木医診断結果を説明することとし、樹勢の問題もあり移植は難しい状況、倒木の危険性を懸念するが、伐採への理解を求めることはしないという立場としたいとした。

また、教育委員会教育長から、同窓会総会の際に、教育委員会は伐採するのかと問われた際には、何らかの事情で樹勢が急激に悪化すれば、そうしたことを考えざるを得ない。このままの状況でいけば現況において、（当時引き継ぐ予定であった）市に引き継ぐことになると回答する旨の指示があった。

同年 6月 同窓会総会が開催され、同窓会の結論として、本件クスノキは倒木の危険があることから、伐採も含め県にお任せする。伐採する際は事前に連絡をいただきたいとされた。

同年 12月 県立相原高校跡地における財産の処分方針を定めた本件利活用方針において、本件クスノキを含む県立相原高校跡地の建物等は、同校移転後に処分が必要な施設であるとされた。

平成31年 3月 県立相原高校が新校に、本件クスノキを除く120本を選定し移植が完了した。

同月 教育局が、本件クスノキを含む立木781本を用途廃止し、交通企画課に普通財産として引き継いだ。

令和元年 7月 本件クスノキの保全を求める市民団体からの要請を受け、市が樹木医を派遣し、市がまちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するため等に概況診断を実施した。

令和2年 1月 交通企画課は、本件クスノキに係る市民団体から市長への要望に対する説明会に、市の要請を受け出席した際に、市民団体からの「クスノキの緊急治療を行う予定はないのか。」との質問に対し、市がまちづくりの中で本件クスノキを残すことはな

いと判断したことから治療を行う予定はない旨を回答した。

(イ) 保存樹木の管理について

本件クスノキについては、平成 20 年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで市の保存樹木に指定されており、その指定期間は原則として 3 年とされ、指定されるごとに保存樹木指定協定書を締結していた。

令和元年度における保存樹木の管理については、平成 29 年 4 月 1 日付け相模原市長と県立相原高校長が保存樹木指定協定書を締結しており、保存樹木の管理について、樹木所有者である県は日常的な管理として、樹木を適正に保全するために行う剪定、樹木及び周辺の美化、清掃、樹木の監視及び危険回避、樹木の健康の維持を行うとし、市は、樹木所有者が行う管理に対する財政的支援等全体的な管理を行うとしていた。

(ロ) 本件クスノキに係る、樹木医による樹勢診断について

a 教育局が実施した平成 29 年 11 月の樹勢診断について

(a) 本診断の経緯について

本診断は、同窓会役員会から、学校移転予定地への移植は無理でも、県立相原高校跡地内で 100m 位であれば移植は可能ではないか等の意見が出されたことから、本件クスノキの現状を把握し、移植方法や移植後の活着の可能性について検討するために実施した。

(b) 診断結果について

平成 29 年 12 月 23 日付け樹木診断報告書「5. 診断・調査結果の総表」において「外観診断、精密診断の結果、根元に著しい異常を内包し、不健全に近く、強度的にも有効とはいえない状況と判断され、移植には極めて高いリスクを伴う。したがって、移植不適と判定する。

また、現状のままであれば直ちに倒木する可能性は低いと思われるが、橋本駅周辺の再開発により、校舎の取り壊しを行うこととなると、風を遮るものがなくなり、強風時には倒木の恐れが高まると共に、日差しの変化などの環境的变化や周辺工事により、樹勢が急激に悪化する可能性が懸念される。

保全のためには、定期的な観察を行い、枯れ枝や衰退などの問題が見つかった際に対応をすることが望ましい。また、施設管理者の判断において倒木防止措置、周辺立ち入り禁止といった生

徒などへの安全面の配慮を検討することも必要である」とされた。

そして、腐朽度判定では、東京都建設局公園緑地部が作成した「平成 26 年度街路樹診断マニュアル」の総合判定及び処置の方針に基づき判定を行った結果、最大の異常が認められた地際（根元）の腐朽・空洞率は 61% で、倒木危険度判定の目安である 50% を大きく超える値を示し、判定は C : 不健全である、判定 C : 不健全は撤去の対象となるとされた。

なお、本診断マニュアルによると総合判定 C、不健全の場合は、歴史的価値のある樹木など、特に保護や保存が必要と認められる樹木についても、一般的な樹木と同様に「撤去（植替え）」とされており、必要に応じて撤去以外の措置を含めて適切な処置を検討すること、物理的処置を施した場合には、日常的観察、その他の委託作業での点検行為、街路樹診断の頻度を高めることとしている。

(c) その後の対応について

本診断結果を受け教育局は、当面の対応として、県立相原高校が本件クスノキ周辺に防護フェンスを設置する等周辺の立ち入り禁止措置を実施し、安全対策が完了していることから、早急な伐採は行わないこととした。

b 交通企画課が依頼して市が実施した令和元年 7 月の概況診断について

(a) 概況診断の経緯について

本診断は、本件クスノキの保全を求める市民団体から、本件クスノキの保全のため、健康を回復させる技術と経験を持った専門家にできるだけ早くみせること等を求める緊急嘆願書の提出を受け、本件クスノキが市の保存樹木に指定されていたことから、市が保存樹木指定協定書に基づき、樹木医を派遣し、まちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するためや、現状を確認するために実施した。

(b) 概況診断の結果について

概況調査票によると、特記事項として平成 29 年 11 月に「外観診断及び精密診断が行われているが、その時点より衰退は進行している」とされるとともに、処置の必要性及び処置内容として「樹勢衰退が著しく、根株の被害も進行傾向である。保全のためには、早期の枯れ枝剪定と土壌改良等による樹勢回復措置の

実施が必要である。具体的な樹勢回復措置の処方策定のためには土壌及び根系の詳細な調査が必要である」とされた。

本結果を受け市は、移植の検討を改めて行ったが、樹勢の衰退が進行していることや移植に多額の費用をかけても活着しない可能性があることから別の場所に移植し、活用することもできないと結論付けている。

- (イ) 平成 31 年 3 月に県立相原高校が新校に移植した樹木の選定について

平成 28 年度相原高校敷地整備実施設計業務委託報告書（平成 29 年 3 月神奈川県教育委員会、F 社）によると、県立相原高校が授業で使用する演習林の樹木候補リストとして、201 種類の樹種が選定されており、それぞれの樹種について、移植希望の樹種には○が付されているが、本件クスノキについては付されていない。

また、方針欄には、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定の樹種、演習林内で新たに樹木を購入して植える樹種、県立相原高校跡地に残す樹種、県立相原高校跡地から新校に移植する樹種の 4 種類に方針を区分しており、本件クスノキについては、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定の樹種に区分されている。

そして、本件クスノキについては、利用欄で「判別」となっており、ここでいう「判別」とは、授業において樹種を判別することを意味するが、同報告書の県立相原高校からの要望欄には、「判別」という利用になっているものは、基本的には 1 種 1 本あればよく、かつ植栽場所は敷地内であれば演習林内に限定されない旨が記載されている。

新校への本件クスノキの移植を希望しなかったことについて、県立相原高校は、クスノキについては、判別等に使用するが、新校に既存のクスノキがあるほか、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定であったことや多方面からの助言や指示等により、本件クスノキについては、移植を断念したことから、希望しないこととし、県立相原高校跡地に残すこととなったとしており、平成 31 年 3 月に新校に移植した樹木 120 本の内訳の中に、本件クスノキは含まれていない。また、新校に移転時の植栽平面図では、クスノキが 3 本あることが認められる。

- (ロ) 令和 2 年 1 月に開催された説明会における交通企画課の回答について

県立相原高校跡地の利活用について県は、地権者として市のまちづくりに協力する立場であることを、平成 28 年 11 月 14 日に開催さ

れた、副知事等が出席する同年度第2回県有地・県有施設利用調整会議に報告しており、本件クスノキを含む県立相原高校跡地の県有財産の処分方法については、市が検討を進めているまちづくりの中で判断されるものであるとしている。

そして、令和2年1月24日に市が開催した本件クスノキに係る市民団体から市長への要望に対する説明会に市の要請を受け出席した際に、市民団体からの「クスノキの緊急治療を行う予定はないのか。」との質問に対し、市がまちづくりの中で本件クスノキを残すことはないと判断したことから治療を行う予定はない旨を回答している。

ウ 平成31年3月までの本件クスノキの管理状況について

本件クスノキは、平成31年3月31日までは、教育財産管理規程に基づく教育財産であった。教育財産としての立木の管理については、教育財産の管理等に関する規程の運用について（昭和60年4月1日付け管第66号教育長通知、以下「教育財産管理規程運用通知」という。）第3条（財産管理者関係）において、教育財産を常に良好な状態に保持し、効率的運用を図る必要から管理上注意すべき事項として、財産の滅失又はき損のおそれの有無等を挙げているほか、配置図等を備えることとされている。また、教育財産の日常的な管理については、財産取扱主任研修において、日常的に敷地や建物の内外を巡回・点検し、土地の保全、建物の維持管理を適切に行うこととしている。

県立相原高校は、教育財産管理規程運用通知に定める配置図等について、遅くとも昭和57年4月1日から備えている。また、本件クスノキの日常的な管理については、日常的に目視による点検を行っていたとしており、配置図によると、本件クスノキは、正門から職員通用口に向かう際の左側にあり、職員が日常的に通行する箇所にある。

また、保存樹木としての本件クスノキの管理について同校は、日常的な目視による監視のほか、高校全体の施設維持管理の一環として、必要に応じて除草や落葉掃除等を実施していたとしており、本件クスノキを管理していた平成30年度以前におけるそれらの実施を示す書類は残っていなかったものの、管理を行っていなかったことを示すものはなかった。

なお、平成30年1月の防護フェンス等の設置以降は、引き続き職員による目視を実施していたが、日常的な目視では、本件クスノキの状態に大きな変化は見られなかったとしている。

エ 平成31年4月以降の本件クスノキの管理状況について

(1) 本件クスノキを含む県立相原高校跡地における財産の処分方針に

ついて

県立相原高校跡地における財産の処分方針を定めた本件利活用方針「3. 相原高校跡地の利活用（処分・貸付）に関する方針について」において、以下の内容が記載されている。（元号、項番等、本方針に記載された内容を整理して記載している箇所がある。）

a 方針

- ・ D社がリニア中央新幹線県内駅用地を必要とする令和元年度の高校移転後速やかな時期に併せ、まちづくりに係る財産を処分が出来ない状況であることから、財産処分方針は以下のとおりとする。
 - (a) リニア中央新幹線県内駅設置に係る財産は、これまで県有地・県有施設利用調整会議で報告したとおり、高校移転後、速やかに処分する。
 - (b) 駅周辺まちづくりに係る財産は、財産の譲渡時期・譲渡方法が整理された段階で、別途、財産処分方針を伺う。財産を譲渡するまでの間は、D社の要請に応じ、リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤードとしてD社に貸し付ける。
 - (c) 行政財産の用途廃止に伴い、現在、相原高校の占用物件であるE社鉄塔及び高圧線の内、存置する鉄塔の用地はE社へ処分し、高圧線の線下地はE社の用益権設定を認める。

財産種別		処分方法	処分先
リニア中央新幹線県内駅設置に係る財産	リニア中央新幹線県内駅用地 (建物、工作物、立木含む)	有償譲渡 (建付)	D社
	駅関連用地（鉄塔用地）		E社
	駅関連用地（洞道用地）	用益権設定	E社
リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤード (駅周辺まちづくりに係る財	用地	有償貸付	D社
	建物、工作物、立木	無償譲渡(注)	D社

産)			
行政財産の用途 廃止に係る存置 鉄塔等（既存占 用物件）	鉄塔用地（2基 分）	約0.03 ha	有償譲渡 E社
	高压線下地	約0.50 ha	用益権設定 E社

(注) 県立相原高校跡地の建物等は、高校移転後に処分（除却）が必要な施設であり、D社等が除却工事を負担・実施することから、無償譲渡とする。

b 用途廃止

県立相原高校に係る行政財産は、新校舎への移転が完了し教育財産としての用途が終了する平成31年3月31日をもって、用途廃止し、平成31年4月1日をもって、交通企画課管理の普通財産に管理換えする。

(注) 本件クスノキは、「リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤード（駅周辺まちづくりに係る財産）」に含まれている。

(i) 立木及び普通財産の管理について

本件クスノキなど単独樹木における立木の管理については、立木取扱要領（昭和59年4月1日付け管第57号総務部長通知）第4条(3)において、「単独樹木については、所在地を明らかにするため、樹木番号を付した図面を整備すること。」とされ、交通企画課は本件クスノキについて、教育局から引き継いだ、樹木番号を付した立木配置図を整備している。

また、普通財産の管理については、「神奈川県県有財産規則の運用について」（昭和59年4月1日付け管第10号総務部長通知）第17条（財産管理事務の分掌）関係第7項において「財産管理者は、その管理する県有財産について常にその現状を把握し、次に掲げる事項に注意してその適正な管理に努めなければならない。」とされ、注意する事項として、財産の滅失又はき損のおそれの有無等が掲げられており、これについて交通企画課は、本件クスノキを含む県立相原高校跡地の財産は高校移転後に処分するものと整理されていることから、実施すべき財産の管理は、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することと、まちづくりが実施されるまでの間の県有財産の維持を行うことであるとし、県有財産の維持については、県有地への立入禁

止措置の実施や草木による周辺住民へ影響の防止などの第三者被害を防止するため、本件クスノキを含む立木の管理は、落枝、落葉、県有地外への枝の張り出し及び倒木による被害の防止の観点から実施している。

具体には、D社やE社などの事業者及び駐輪場として県立相原高校跡地を使用している同校などと「元相原高等学校跡地の管理について」を共有し、区域毎に管理者を定め、日常的な管理や自然災害による損害等を含む事件・事故等への対応を行っているとともに、交通企画課職員が概ね1か月に1度程度の割合で現地確認を行っている。

オ 本件クスノキに係る市の対応について

(イ) 平成28年8月に策定した市整備計画について

市は、平成28年8月に橋本・相模原両駅周辺の土地利用や都市基盤整備等における整備の基本的な考え方を定めた、市整備計画を策定し、市整備計画の中では、橋本駅南口地区に新たな核を形成するとし、同地区における機能配置の考え方として、当時移転が検討されていた県立相原高校用地の利用を土地利用構想の中心とすること等が記載されている。

(ロ) 平成29年6月に開催された県立相原高校移転説明会について

市は、県立相原高校移転説明会に、教育局、同校とともに参加し、本件クスノキについて、同校に残すこと、新校舎へ移植すること、市が管理すること、周辺地域に移植することを検討した結果、いずれも困難であることや、地形が悪いところを新たに開発することは難しいだろうことから、まちづくりを進めるうえで本件クスノキがあるとうまく進まないということを説明した。

(ハ) 平成31年2月28日相模原市議会建設委員会における答弁について

本件クスノキを残すことを市に働きかけるよう陳情した「相原高校の保存樹クスノキと同校の緑地を保存し、橋本の緑と安心を守ることを求める陳情」（陳情第4号）に係る質疑の中で市は、「市の広域交流拠点整備計画では、クスノキを残す計画はない。駅前空間の合理的な土地利用をする観点から、あそこには残せないという判断をした。また、平成29年12月に県がクスノキの樹木診断をしているが、移植は不適であること、急激な環境変化による樹勢の悪化が懸念されるという理由で、私どもとしては、現在、残すことはできないと考えている」と答弁している。

なお、本陳情については不採択となったことが、「平成31年市議

会定例会 3 月定例会議 審議結果」審議結果一覧に記載されている。

- (i) 令和元年 11 月 7 日に市が作成した「相原高校跡地のクスノキを含む樹木・緑地の取扱いについて」について

本取扱いの中に、広域交流拠点整備計画における考え方やこれまでの本件クスノキに係る樹木診断の結果を踏まえ、本件クスノキや県立相原高校跡地の樹木、緑地の取扱いを整理するものとして、以下の記載がある。(項番等、本取扱いに記載された内容を整理して記載している箇所がある。)そして市は、令和 2 年 1 月に開催した、本件クスノキの保全を求める市民団体向けの説明会の場において、まちづくりの中で本件クスノキを利活用することはないと表明した。

- a 本件クスノキを現在の位置に残すことについて

- 市として本件クスノキを現在の位置に残すためには、本件クスノキのある土地とその影響範囲の土地の所有権等の権原を取得し、緑地や公園として位置づけ、公共空間として確保する必要があるが、広域交流拠点整備計画では、当該箇所を複合都市機能ゾーンとして都市的土地利用をすることとしている。

また、現在協議中である京王線駅舎を移設する場合は、駅舎工事の際に本件クスノキの一部が支障する可能性がある。このようなことから、本件クスノキを現在の位置に残すことはできない。

- b 所有者（県）の意向について

- 本件クスノキの取扱いは所有者である県の判断となるが県は平成 31 年 3 月末に県立相原高校の移転の際、必要な財産の引越しを済ませており、残る校舎及び樹木等は必要に応じて処分（除却）することとしているが、本件クスノキの取扱いは市のまちづくりの中での対応としている。

- c 本件クスノキの現状について

- 平成 29 年に県が実施した樹木診断の総合判定は次のとおり。

「外観診断、精密診断の結果、根元に著しい異常を内包し、不健全に近く、強度的にも有効とはいえない状況と判断され、移植には極めて高いリスクを伴う。したがって、移植不適と判定する。

また、現状のままであれば直ちに倒木する可能性は低いと思われるが、校舎の取り壊しにより、風を遮るものがなくなり、強風時には倒木の恐れが高まるとともに、日差しの変化などの環境的变化や周辺工事により、樹勢が急激に悪化する可能性が懸念される。」

令和元年7月に県の要請により市が実施した概況調査では、平成29年の調査時点よりも衰退が進行しているとの結果である。

d 移植方法について

本件クスノキを存続させるため、移植する場合、次の2通りが考えられるが、どちらの方法も移植前に保全作業を行い、樹勢の回復を待つ必要がある。また、移植実施の2年前から根回しを始める必要があるため、移植を行うには相当の期間を要する。

(a) 場外移植

公道を走行する必要があるため、根鉢を含め高さ方向は10m以内に切り詰めることから、樹形は棒状となり、現在のシンボリックな姿は失われる。また、内部に腐朽部分があること、樹齢100年を超えていること、移植のために強い剪定をすること、環境の変化で強いストレスを受けるであろうことなどから、極めて高いリスクを伴う。

移植費用については、約2,100万円程度だが、移植先の条件によっては、さらに費用が必要となる。また、移植先の確保も課題である。

(b) 場内移植

リニア中央新幹線県内駅工事やまちづくりの進捗に合わせて仮移植と本移植が必要となる。場外移植と比べ、比較的樹形を保つことができるが、場外移植の場合と同様に極めて高いリスクを伴う。

移植費用については、仮移植で約1,500万円、2回目の本移植で約1,100万円の合計約2,600万円程度である。なお、場内での仮移植先を確保するためには、リニア中央新幹線県内駅工事ヤードの一部を借りる必要があることや、空洞率が高く倒木のおそれがある本件クスノキの本移植先をどうするのかといった課題や、2回の移植による樹木への大きなストレスが課題となる。

e 本件クスノキの取扱いについて

本件クスノキは土地利用の観点から現在の位置に残すことはできない。

また移植も、場内、場外のいずれの場合でも極めて高いリスクを伴う。また、移植後も空洞率が6割を超え倒木等の危険性を伴う本件クスノキを市が費用負担し移植することはできない。

結果として、本件クスノキは伐採を余儀なくされるが、その時期及び事業主体は未定である。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、上記の認定した事実を踏まえ、令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実に当たるか否かについて、以下のとおり判断を行った。

(1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かについて

ア 請求日までに1年を経過している県内駅整備促進事業費の支出について

令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出状況は、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の執行について ウ」のとおりであるが、不動産鑑定評価を行うために令和元年9月27日及び同年10月1日に支出された計4,782,240円についてみると、本件監査請求はいずれも当該支出日から1年以上経過している。

一方、法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しており、さらに同条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

このように、住民監査請求に当たっては、地方公共団体の執行機関又は職員の行為による財務会計上の行為があつた日又は終わった日から1年を経過したときは請求することができないとされており、これを超える場合は正当な理由を具体的に示すことが必要である。

このことについて、請求人は、前記の支出の事実を知ったのは令和2年10月22日に行った情報公開請求による公開決定がなされた同月27日以降であるとしている。

しかしながら、上記不動産鑑定評価の支出については、特に秘とくされているものではなく、県民が相当な注意を払えば支出後一定期間内に知り得た事実であり、遅くとも令和元年度の支出が全て完了する出納整理期間（令和2年4月1日から同年5月31日まで）経過後には情報公開請求等により知り得た事実であるところ、請求人は、前記の支出の事実を知ったのは情報公開請求による公開決定がなされた日以降であるとするのみで、当該支出の日から1年を経過する日（令和2年9月26日及び同月30日）までの間に本件監査請求をすることができなかった正当な理由を摘示していない。

したがって、本件監査請求のうち前記2件の支出に係る請求は、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

イ アに該当するもの以外の県内駅整備促進事業費の支出について

令和元年度における県内駅整備促進事業費のうち、アに該当するもの以外の支出状況は、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (1) 令和元年度における県内駅整備事業費の執行について ウ」のとおり、不動産鑑定評価を行うために支出したものが1件、2,451,900円、土壤汚染状況調査を行うために支出したものが2件、12,800,700円、計15,252,600円となっている。

請求人は、これらの支出について、県内駅整備促進事業費の目的は、県立相原高校跡地の適正な維持管理を行うことであるのに、県はこれを目的外に使用したと主張する。

しかしながら、県内駅整備促進事業費の目的とされる県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することであり、まちづくりが実施されるまでの間は、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものであるとされている。

そして、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (1) 令和元年度における県内駅整備事業費の執行について ア」のとおり、令和元年度の県内駅整備促進事業費に係る事業としては、リニア中央新幹線の整備の促進として、不動産鑑定評価及び土壤汚染状況調査を、移転後の県立相原高校敷地の管理として、フェンス補修及び除草委託をそれぞれ行うこととして所要の予算が措置されている。

その結果、前記のとおり、アに該当する支出を除くと不動産鑑定評価及び土壌汚染状況調査を行うために15,252,600円が執行されているが、当該支出は、リニア中央新幹線の整備の促進を図るため、上記の予算に即して執行されたもので、違法又は不当な公金の支出には当たらない。なお、フェンス補修及び除草委託については、フェンスの破損や委託業務で実施するほどの除草の必要性がなかったことから執行されていない。

(2) 本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かについて

本件クスノキについて、現在のような管理状況となるに至った経緯は、おおむね次のとおりである。

すなわち、本件クスノキは、平成31年3月31日までは県立相原高校が教育財産として管理していたが、平成28年度に県立相原高校が新校に移植する樹木の選定を行った際、本件クスノキについては移植を希望しないこととし、県立相原高校跡地に残すこととなった。そして、平成29年11月には、本件クスノキの現状を把握し、移植方法や移植後の活着の可能性について検討するため、教育局が樹木医による樹勢診断を実施した結果、根元の著しい異常（空洞率61%）から移植には適さず、また、橋本駅周辺の再開発による環境変化や周辺工事により、樹勢が急激に悪化する可能性が懸念されるとのことから「倒木危険度判定C：不健全」（東京都の街路樹の基準において撤去対象）と判定された。この診断結果を受けて、県立相原高校は、当面の対応として本件クスノキ周辺に防護フェンスを設置するなど周辺の立入禁止措置を実施した。

その後、県立相原高校跡地における財産の処分方針を定めた「リニア中央新幹線整備に伴う県立相原高校跡地の利活用方針」（平成30年12月知事決裁）において、本件クスノキを含む県立相原高校跡地に係る県有財産については、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理され、新校舎への移転が完了し教育財産としての用途が終了する平成31年3月31日をもって用途廃止されている。そして、同年4月1日以降は、交通企画課管理の普通財産に管理換えされており、まちづくりが実施されるまでの間は、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (2) 本件クスノキの管理について エ 平成31年4月以降の本件クスノキの管理状況について (イ)」に記載のとおり、交通企画課は、県有地への立入禁止措置の実施や草木による周辺住民への影響防止などの第三者被害防止の観点から本件クスノキの管理を行っている。

一方、県立相原高校跡地を含む橋本駅南口地区では、市が主体となり新たなまちづくりの検討が進められており、県はまちづくりに協力する立場であることから、本件クスノキの扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねているとしているところ、市は、平成31年2月に相模原市議会建設委員会において、「駅前空間の合理的な土地利用の観点からクスノキは残せない」と答弁している。

また、市では、令和元年7月に、まちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するため、樹木匠による概況診断を実施した結果、平成29年11月に実施した前記の樹勢診断時よりも衰退が進行しているとの診断結果を得ている。そして、市がこの診断結果等を受け、令和元年11月7日に作成した「相原高校跡地のクスノキを含む樹木・緑地の取扱について」においては、本件クスノキは土地利用の観点から現在の位置に残すことはできないこと、移植も極めて高いリスクを伴い、移植後も倒木等の危険性を伴う本件クスノキを市が費用負担し移植することはできないこと、結果として本件クスノキは伐採を余儀なくされることなどが記載されている。

さらに、令和2年1月には、市が開催した本件クスノキの保全を求める市民団体向けの説明会の場において、まちづくりの中で本件クスノキを利活用することはないと表明している。

本件監査請求において請求人は、本件クスノキの維持管理に県内駅整備促進事業費を一切支出せず、放置してきたばかりか、保存樹木の指定を解除することに手を貸したものであり、本件クスノキが貴重な県有財産であるにもかかわらず、この管理を怠った。また、令和元年7月21日に県の申出により市が樹勢診断をし、一刻も早い治療が必要との診断が下されたにもかかわらず、県は治療を放棄してきたと主張する。

しかしながら、前記のとおり、県は、本件クスノキについて、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理しており、その扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねているとしている。一方、市は、本件クスノキについて、既にまちづくりの中で利活用しないことを表明しており、結果として伐採を余儀なくされることから、本件クスノキについて、県として治療を行う必要性は認められず、現状のように、第三者被害防止等の観点から管理を行っていることには、合理性があるといえることができる。

したがって、本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実に当たるとはいえない。

3 結論

以上のことから、支出から請求日までに1年を経過している県内駅整備促進事業費の支出については、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、住民監査請求の対象に当たらない。

また、県内駅整備促進事業費の支出（請求日までに1年を経過しているものを除く。）については、リニア中央新幹線の整備促進を図るため、予算に即して執行されたもので、違法又は不当な公金の支出には当たらず、本件クスノキの管理状況については、県としてクスノキの治療を行う必要性は認められず、現状のように、第三者被害防止等の観点から管理を行っていることには、合理性があるといえることができるため、違法又は不当に財産の管理を怠る事実には当たるとはいえないことから、本件監査請求については理由がない。